

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び流山市財務規則（昭和６１年流山市規則第１２号）第１２６条第１項の規定により、次のとおり一般競争入札（電子入札）を実施する。

流山市長 井 崎 義 治

- ## 6 概 要

- | | |
|---------------|----|
| (1) 園路広場整備工 | 一式 |
| (2) 遊戯施設整備工 | 一式 |
| (3) 構造物撤去工 | 一式 |

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができないものとする。

- (1) この公告の日から当該入札の日までの間において、市長から指名停止又は指名除外を受けている者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は入札日前 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの

- (5) 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有する者であるもの

8 本件入札に参加する者に必要な資格

- (1) 流山市財務規則第125条第2項の規定による令和8・9年度有資格業者名簿に登載されている者であること。
- (2) この公告の日の前日における本市経営事項審査における審査結果が次に掲げる事項に該当する者であること。
- ア 申請業種が、とび・土工・コンクリート工事であること。
 - イ 流山市内に本店がある者
 - ウ 等級格付けがA又はBランクで登録されている者
- (3) この公告の日から起算して過去10年以内に200万円以上のとび・土工・コンクリート工事について、官公庁等（国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人をいう。）発注工事の元請として施工した完成実績（共同企業体としての実績は除く。）が1回以上あること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づくとび・土工・コンクリート工事に係る建設業の許可を有する者であること。
- (5) 本工事について、2級以上の土木施工管理技士（2級の土木施工管理技士にあつては種別が鋼構造物塗装のものを除く。）の資格を有する技士、2級以上の建築施工管理技士（2級の建築施工管理技士にあつては種別が躯体のものに限る。）の資格を有する技士又はとび・土工・コンクリート若しくは土木一式工事に係る建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者を適正に配置できること。
- (6) 共同企業体でないこと。

9 入札参加資格審査申請及び資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間

この公告の日から令和8年9月15日午前11時まで

(2) 申請方法

申請書及び必要書類を電子入札システムを利用し、申請すること。

(3) 入札参加資格の有無

競争参加資格確認通知書を令和8年9月17日午後5時までに電子入札システムにより通知する。

10 事業内容説明に関する事項

(1) 設計図書等を示す場所

「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」
(https://chibaepportal.supercals.jp/vendor_portal_index)

(2) 設計図書等を示す期間

入札参加資格審査申請期間等と同じ

(3) 設計図書等の入手方法

「入札情報サービス」内の「入札公告」からこの公告の事業を検索し、それぞれの電子ファイルを入手するものとする。

11 設計図書に関する質疑及び回答

(1) 質疑の提出

ア 期限 令和8年9月18日 午前11時まで

イ 宛先 まちづくり推進部みどりの課

ウ 方法 FAXに限る。

(FAX番号 04-7158-9777)

(2) 質疑に対する回答

ア 期日 令和8年9月28日 午後5時まで

イ 方法 FAXによる。

12 入札書の提出に関する事項

(1) 提出期間

令和8年9月30日午前9時から同年10月1日午後3時まで

(2) 提出方法

入札金額と「積算内訳書」を電子入札システムにより提出すること。

(3) 落札決定

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力すること。

1.3 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 57 分から
- (2) 場所 流山市役所 第 1 庁舎 2 階 財産活用課事務室

1.4 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

1.5 入札に関する注意事項

- (1) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 本件入札には、調査基準価格を設けているので、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、当該入札を保留し、入札を終了する。
- (3) 入札回数は、1 回とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

1.6 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書
- (2) 必要事項を欠く入札書
- (3) 電子認証書を不正に使用した入札書
- (4) 入札に際して不正を行った者が入札した入札書
- (5) 提出された内訳書の金額と入札金額が違う入札書
- (6) 予定価格を超える入札書
- (7) その他入札条件に違反して入札した入札書

1.7 契約の締結について

- (1) 契約を締結するときは、契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回る価格で落札した場合は契約金額の 100 分の 30 以上）の額の契約保証金（保証事業会社による保証による代用も可とする。）を納めなければならない。ただし、流山市財務規則第 146 条第 4 項の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならな

い。

- (3) 前金払は、設計金額が500万円以上の場合、契約金額の40パーセント以内、中間前金払は契約金額の20パーセント以内とする。ただし、継続費又は債務負担行為を設定した工事については、各会計年度の限度額以内とする。
- (4) 部分払は、設計金額が1,000万円以上、かつ工期が60日以上で、出来形が30パーセントを超えた場合、その出来高の90パーセント以内において1回とする。なお、部分払を請求した場合、中間前金払を請求することはできない。
- (5) 流山市発注契約に係る労働環境確認に関する要綱（平成27年2月1日施行）第2条の対象となる契約については、契約締結後速やかに必要書類を提出すること。

18 その他

- (1) 現場説明は実施しないので、入札参加資格者は各自現場を熟知した上、入札に参加すること。
- (2) 落札者は、下請を利用する場合は、可能な限り市内業者を利用すること。また、工事用の資材は県内産資材、県内企業調達資材を優先して使用すること。
- (3) 工事現場及び作業員詰所等で使用する物品・飲食物等を購入する場合は、可能な限り市内業者を利用すること。
- (4) この公告に定めるもののほか、本件入札の執行等に関する事項は、流山市電子入札約款（平成19年5月25日制定）によるものとする。

19 問い合わせ先

- (1) 公告の内容 総務部財産活用課契約係
電話番号 04-7150-6069（直通）
- (2) 工事の内容 まちづくり推進部みどりの課
電話番号 04-7150-6092（直通）